

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年3月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700323 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700028 号

第 1 結論

昭和 50 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年*月*日から昭和 58 年 4 月 1 日まで

昭和 50 年から昭和 58 年まで父母が私のために国民年金保険料を支払っていました。私は昭和 52 年から昭和 56 年まで A 市に大学進学で在住し、昭和 56 年 4 月から昭和 58 年 3 月まで B 市に大学院進学のため在住していました。

昭和 58 年 4 月に C 社に入社した私は、平成元年から平成 3 年までの間にうぐいす色の国民年金手帳を受け取りました。この間は D 市に赴任しており、実家から国民年金手帳が送付されてきたことを鮮明に記憶しています。父は公務員で年金制度も熟知しており、子供の将来のことを心配し私の国民年金保険料を支払ってくれたと思います。国民年金手帳は重なる転居で紛失してしまいましたが、両親から支払っていることは帰省の折聞いていました。

払出簿の記号番号、日付を調査し、請求期間を国民年金保険料の納付済み期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、今回の請求に先立ち昭和 50 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの期間に係る訂正請求を行っているところ、①請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても具体的な状況が不明であること、②請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の両親は、既に亡くなっていること、③国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間に請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらないことなどから、既に平成 28 年 3 月 4 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、国民年金手帳の払出簿が残っているはずなので、払出簿の記号番号及び払出日を調べてほしいと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

そこで、改めて国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和 50 年 3 月から昭和 58 年 3 月までに国民年金に加入した者に払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間である。

そのほか、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな

な事情も見当たらないことから、請求者及び請求者の両親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700358 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700029 号

第 1 結論

昭和 45 年 10 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 10 月から昭和 49 年 3 月まで

前回、請求期間については、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間が国民年金保険料納付済期間とされていないため、訂正請求を行ったが、記録の訂正は認められなかった。

請求期間が国民年金保険料納付済期間とされていないことに納得できない。年金事務所から送付された文書を提出するので、調査の上、きちんと記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

前回、請求者は、平成 27 年 10 月 22 日付けで、請求期間に係る訂正請求を行っているところ、i) 請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿により、請求者は、昭和 49 年 4 月 17 日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者となっていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号は同日付けで払い出されていることが確認できることから、請求者はこの時点で国民年金の被保険者資格を取得したものと確認できること、ii) 国民年金の任意加入被保険者は制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、それ以前に請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に平成 28 年 3 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る記録の訂正が認められないことに納得できないとして、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者は、年金事務所から送付されたとする文書を提出しているが、当該文書に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700345号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700062号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在はB事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年5月10日から同年6月1日まで

私は、昭和63年5月10日からA事業所にC職として勤務していたが、資格取得年月日が同年6月1日となっている。当時の給与明細等は保存していないが、昭和63.5.10の人事記録をA事業所担当者に確認してもらったので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が提出した請求者に係る人事記録には、請求者は、昭和63年5月10日付けで、A事業所にC職として採用され、その任期は1日で日々更新とされていた記録が確認できる。

しかしながら、A事業所の人事記録により、A事業所にC職として採用された者について、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を確認したところ、複数の者の取得年月日と採用日が一致していないことから、昭和63年当時、同事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A事業所は、請求者に係る請求期間当時の賃金台帳等の保管はなく、当該期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについては不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700359 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700063 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 11 日から昭和 45 年 10 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 56 年 8 月 1 日まで
③ 平成 2 年 4 月 11 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

前回、請求期間①、②及び③については、A 社及び B 社に勤務していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないため、訂正請求を行ったが、記録の訂正は認められなかった。

請求期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間とされていないことに納得できない。年金事務所から送付された文書を提出するので、調査の上、きちんと記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

前回、請求者は、平成 27 年 10 月 22 日付けで、請求期間①、②及び③に係る訂正請求を行っているところ、i) 請求期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、事業所名称は不明であるものの、請求者の当該期間直前の期間について確認できる雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 33 年 3 月 10 日、離職日は昭和 42 年 10 月 10 日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の A 社における厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金支給済期間）と一致していることが確認できること、ii) 企業年金連合会の中脱記録照会（回答）によると、A 社が加入していた C 厚生年金基金における資格喪失年月日は昭和 42 年 10 月 11 日であることが確認できる上、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる請求者の被保険者資格の喪失年月日は昭和 42 年 10 月 11 日と記載されており、オンライン記録と一致すること、iii) 請求期間②及び③について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の B 社に係る雇用保険の被保険者期間は、オンライン記録で確認できる当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間（昭和 56 年 8 月 1 日資格取得、平成 2 年 4 月 11 日資格喪失）と一致していることが確認できること、iv) 企業年金連合会の中脱記録照会（回答）によると、B 社が加入していた C 厚生年金基金における資格取得年月日は昭和 56 年 8 月 1 日、資格喪失年月日は平成 2 年 4 月 11 日であることが確認できること、v) 請求期間②について、請求者の国民年金被保険者カードによると、当該期間は国民年金の保険料納付済期間と記録されており、請求者は、国民年金

の任意加入被保険者資格の昭和56年8月1日喪失の手続を同年9月30日に行っていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳によると、同年8月及び9月の国民年金保険料が同年10月16日に還付されていることが確認できることから、請求者は、同年8月1日付けでB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことを認識し、国民年金の被保険者資格喪失の手続を行ったものと考えられること、vi) 請求期間③について、オンライン記録によると、平成2年4月11日の国民年金第3号被保険者資格取得の処理日は同年7月11日であることが確認できることから、当時、同年4月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことによる国民年金の第3号被保険者の届出を行ったものと考えられること、vii) 請求期間①、②及び③について、A社及びB社の後継事業所は、請求者に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、請求期間に係る請求者の勤務実態等は不明である旨回答していることなどから、既に平成28年4月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、請求期間①、②及び③に係る記録の訂正が認められないことに納得できないとして、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者は、年金事務所から送付されたとする文書を提出しているが、当該文書に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700360 号
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1700005 号

第 1 結論

昭和 33 年 3 月 10 日から昭和 42 年 10 月 11 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 3 月 10 日から昭和 42 年 10 月 11 日まで

前回、請求期間については、A社において退職金も無く、当時は脱退手当金について何も知らず、脱退手当金を受け取った記憶はないにもかかわらず、当該期間が脱退手当金支給済期間とされているため、訂正請求を行ったが、記録の訂正は認められなかった。

請求期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。年金事務所から送付された文書を提出するので、調査の上、きちんと記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

前回、請求者は、平成 27 年 11 月 26 日付けで、請求期間に係る訂正請求を行っているところ、i) 請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」を表示することとされており、請求者が総務省年金記録確認第三者委員会に対し提出した同被保険者証（厚生年金保険被保険者台帳の記号番号：*）の写しには、A社を管轄していたB社会保険事務所（当時）において脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」の押印が確認できること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されている上、請求期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 2 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に平成 28 年 4 月 19 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る記録の訂正が認められないことに納得できないとして、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者は、年金事務所から送付されたとする文書を提出しているが、当該文書に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。